

# 戸山サンライズ

**特 集** 相談支援の充実と障害児支援の強化について

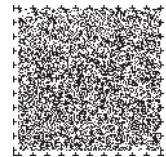
**ス ポーツ** パラリンピック故郷に帰る  
～第14回パラリンピックロンドン大会～

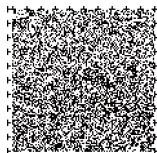
**グラビア** 第26回障害者による書道・写真全国コンテスト結果発表

2012年  
**冬号**



全国障害者総合福祉センター





←これは、SPコードです。  
専用読み取り装置の使用により、誌面の内容の音声出力  
が可能です。

## 第26回障害者による書道・写真全国コンテスト

写真部門 銀賞 「結氷の嶋漂三峰」  
広島市 徳安 利之

(作品PR)

韓国の桂林といわれる山水画の世界のような観光地。普段は深々とした湖なのですが、寒波のせいで一面が結氷していました。二度とないチャンスでした。

(寸評)

本当に山水画風の素敵なところですね。いっそ手前の船着場を入れずに岩と氷と人々と山の風景にしたらもっと風情がでたかもしれません。



このコンテストは、障害者の文化活動等の推進を図ることで技術の向上、自立への促進並びに積極的な社会参加を目的として、(公財)日本障害者リハビリテーション協会(全国障害者総合福祉センター)の主催により毎年開催されているものです。第26回を迎えた今回のコンテストでも、全国各地より273点(写真部門)にのぼる素晴らしい作品の数々が寄せられました。

## 目 次

2012年冬号

### ■特集

相談支援の充実と障害児支援の強化について

(障害者自立支援法及び児童福祉法の一部改正関係)

厚生労働省障害福祉課地域移行・障害児支援室 1

### ■スポーツ

パラリンピック故郷に帰る

～第14回パラリンピックロンドン大会～ 井田 朋宏 10

### ■レクリエーション

旅する障害者が社会を変える

薗田 碩哉 13

### ■グラビア

「第26回 障害者による書道・写真全国コンテスト」結果発表

16

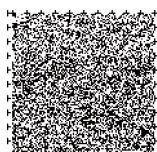
### ■お知らせ

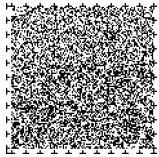
平成24年度 全国障害者総合福祉センター(戸山サンライズ)

研修会概要・日程案内 24

### ■ライフサポート

「社会保険Q & A」 高橋 利夫 25





# 相談支援の充実と障害児支援の強化について (障害者自立支援法及び児童福祉法の一部改正関係)

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部  
障害福祉課地域移行・障害児支援室

## 《はじめに》

「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」(以下「整備法」と言います。)が平成22年12月3日に参議院で可決・成立し、同年12月10日に公布されました。これにより障害者自立支援法(以下「自立支援法」と言います。)や児童福祉法等の一部が改正されました。

これらの改正内容のうち、障害者の範囲の見直し等は公布日に施行され、また、グループホーム等の家賃の一部助成の創設と視覚障害者の移動支援の個別給付化は平成23年10月1日から施行されています。改正の大きな柱である相談支援の充実と障害児支援の強化については、平成24年4月1日の施行とされており、本稿ではその内容について解説します。【図1】

## 《解説①》「相談支援の充実について」

### ○主な改正内容

障害のある方の地域での生活を支援していくためには、居宅介護等による支援だけではなく、相談支援の充実が重要です。現行でも、指定相談支援事業者は、利用者(障害者及び障害児の保護者)の依頼を受けて、様々な地域資源を組み合わせて生活していくことを支援するための「サービス等利用計画案」を作成し、関係事業者との連絡調整等を行うことができますが、その利用件数は少なく、抜本的に充実していくことを目指しています。

相談支援の充実に向けて、整備法に盛り込まれた主な改正内容は次のとおりです。

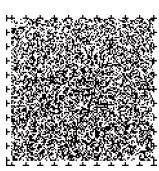
- ・基幹相談支援センターの設置
- ・自立支援協議会の法定化
- ・サービス等利用計画作成対象者の大幅な拡大
- ・地域移行支援、地域定着支援の個別給付化

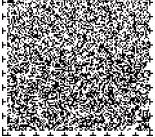
### 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の概要

(平成22年12月3日成立、同12月10日公布)

① 趣旨	公布日施行
－ 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間における障害者等の地域生活支援のための法改正であることを明記	
② 利用者負担の見直し	平成24年4月1日までの政令で定める日(平成24年4月1日)から施行
－ 利用者負担について、応能負担を原則に	
－ 障害福祉サービスと補装具の利用者負担を合算し負担を軽減	
③ 障害者の範囲の見直し	公布日施行
－ 発達障害が障害者自立支援法の対象となることを明確化	
④ 相談支援の充実	平成24年4月1日施行
－ 相談支援体制の強化	[市町村に基幹相談支援センターを設置、「自立支援協議会」を法律上位置付け、 地域移行支援・地域定着支援の創設]
－ 支給決定プロセスの見直し(サービス等利用計画案を勘案)、サービス等利用計画作成の対象者の大幅な拡大	
⑤ 障害児支援の強化	平成24年4月1日施行
－ 児童福祉法を基本として身近な地域での支援を充実	
－ (障害種別等で分かれている施設の一元化、通所サービスの実施主体を都道府県から市町村へ移行)	
－ 放課後等デイサービス・保育所等訪問支援の創設	
－ 在園期間の延長措置の見直し	[18歳以上の入所者については、障害者自立支援法で対応するよう見直し。 その際、現に入所している者が退所せられることのないようにする。]
⑥ 地域における自立した生活のための支援の充実	平成24年4月1日までの政令で定める日 (平成23年10月1日)から施行
－ グループホーム・ケアホーム利用の際の助成を創設	
－ 重度の視覚障害者の移動を支援するサービスの創設(同行保護。個別給付化)	
(その他)(1)「その有する能力及び適性に応じ」の削除、(2)成年後見制度利用支援事業の必須事業化、 (3)児童デイサービスに係る利用年齢の特例、(4)事業者の業務管理体制の整備、 (5)精神科救急医療体制の整備等、(6)難病の者等に対する支援・障害者等に対する移動支援についての検討	[1)(3)(6):公布日施行 [2](4)(5):平成24年4月1日までの政令で定める日 (平成24年4月1日)から施行

図1





## ○基幹相談支援センターの設置

【図2】

地域の相談支援の拠点として、市町村は基幹相談支援センターを設置することができることになりました。

基幹相談支援センターの役割としては、地域の相談支援体制の機能強化や質の向上を図るために拠点として研修・人材育成機能、支援困難事例への対応、3障害対応の相談機能、権利擁護・虐待防止、地域移行・地域定着のための入所施設や精神科病院への働きかけ、などを想定しています。

基幹相談支援センターが自立支援協議会の運営を受託することなどにより、これらの役割を円滑に果たすことが期待されます。

## ○自立支援協議会の法定化

これまで自立支援協議会の活用により、地域の課題の共有と、サービス基盤の整備が進められてきたところですが、今回の改正で、自立支援協議会が自立支援法に位置づけられることになりました。

今後は更に、①サービス等利用計画の質の向上、②地域移行のネットワークや資源開発、③地域における障害者虐待防止等のためのネットワーク、などの役割を強化することが求められます。そのために、各市町村で地域の実情に応じて、これらの役割を担う専門部会の設置など、機能強化の具

体的方法を検討する必要があります。

## ○サービス等利用計画の作成対象者の大幅な拡大 (段階的に対象者を拡大)【図3】

現在は入所施設から地域に移行した方など一部の方だけが対象となっていますが、今後は原則として障害福祉サービスを利用される全ての方が、サービス等利用計画を作成してからサービスを利用することになります。対象者の拡大については、平成24年度から段階的に拡大し、平成26年度までに全ての対象者に拡大することとしています。

利用者は、サービス等利用計画の対象となることで、相談支援専門員によるアセスメントなどケアマネジメントのプロセスを経てから障害福祉サービスを受けることになります。これにより、個々のニーズに即した支援が受け易くなり、また、課題が明確になることから、サービス提供事業者も効果的な支援を行うことができます。

### (個別支援計画との関係)

今回の改正で、施設入所支援も含めて利用者全員にサービス等利用計画を作成することになりますが、各サービス提供事業所が作成する個別支援計画との関係は以下のようになります。

サービス等利用計画は、相談支援専門員が、障害者の総合的な援助方針や解決すべき課題を踏まえ、最も適切なサービスの組み合わせ等について

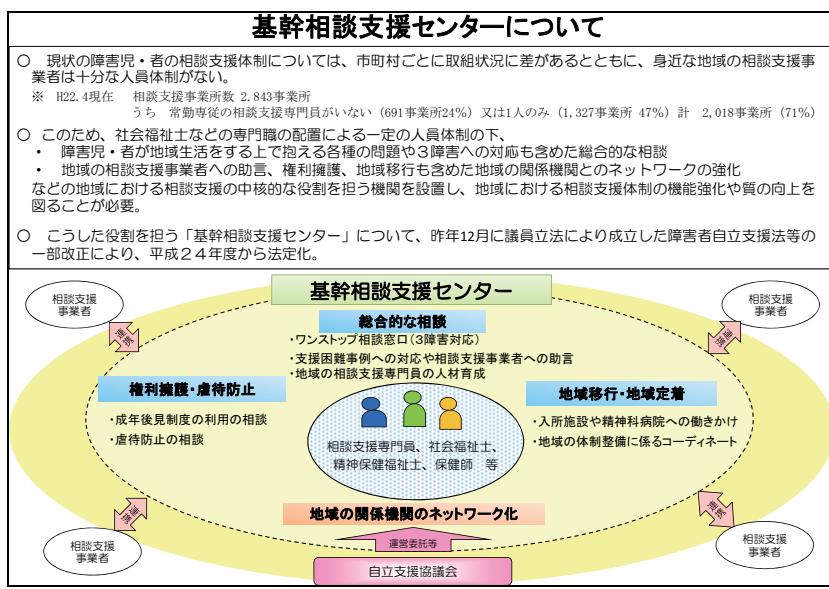
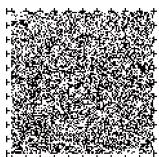
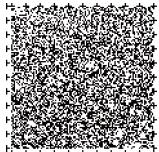


図2





検討し作成します。

サービス提供事業所における個別支援計画は、サービス管理責任者が、サービス等利用計画における総合的な援助方針や課題を踏まえ、自らが提供するサービスの具体的な内容等について作成するものです。

#### (継続サービス利用支援(モニタリング)の期間設定)【図4】

計画に基づいてサービスが提供されている間は、一定期間ごとにモニタリングを行います。その期間については、市町村が対象者の状況等を考慮して個別に定めることとし、標準期間(案)は以下のとおりです。

のとおりです。

#### 【標準期間(案)】

①新規又はサービス内容に著しく変動があった者 ※④を除く

→サービス利用開始(変更)から3か月間は毎月実施

②在宅の障害福祉サービス利用者又は地域定着支援利用者 ※①を除く

ア 現行の対象者 → 毎月実施

イ その他 → 6か月ごとに実施

③障害者支援施設入所者 ※①及び④を除く  
→ 1年ごとに実施

④地域移行支援利用者 → 6か月ごとに実施

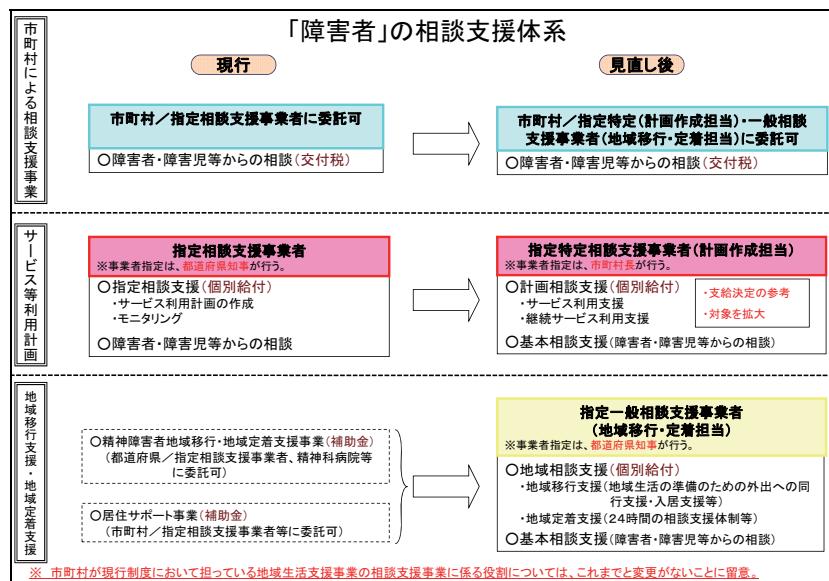


図3

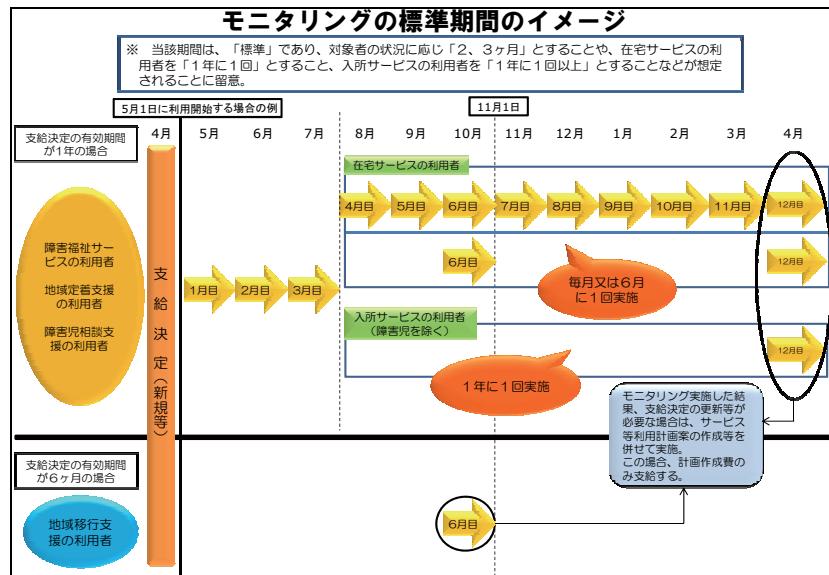
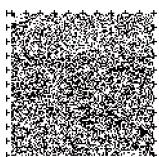
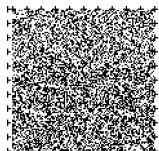


図4





なお、相談支援事業者にサービス等利用計画案の作成を依頼しないで、自分でプランを作成した場合は、相談支援事業者によるモニタリングは実施しません。また、相談支援専門員がサービス提供事業所の職員と兼務である場合は、中立性の確保や、サービス事業所と異なる視点での検討が欠如しかねないことから、原則として別の相談支援専門員が実施することとします。

### ○地域移行支援・地域定着支援の個別給付化【図5】

今回、新しく「地域移行支援」と「地域定着支援」が自立支援法上の相談支援に位置づけられ個別給付化されました。それぞれの主な内容は以下のとおりです。

#### (地域移行支援)

地域移行支援は、障害者支援施設等や精神科病院に入所・入院している障害者を対象に、地域移行のために必要な住居の確保やサービス事業所等への同行支援などを行い、退所・退院のお手伝いをするものです。地域移行支援の段階的なイメージは、次のとおりです。

#### 〔初期段階〕

##### 地域移行支援計画の作成

対象者への訪問相談、利用者や家族等への情報提供等

#### 〔中期段階〕

対象者への訪問相談（不安解消や動機付け維持等）

同行支援（障害福祉サービスの体験利用等）

自宅やグループホーム等の体験外泊

関係機関調整

#### 〔終期段階〕

住居の確保の支援

同行支援（物品の購入、行政手続き等）

関係機関調整（退院・退所後の生活に関わる関係機関等）

#### (地域定着支援)

居宅で一人暮らしをしている障害者等を対象として、いつでも連絡を取れる体制を整えておくとともに、緊急の事態にも対応することで地域での生活を支援します。グループホームやケアホーム、宿泊型自立訓練の入居者は、対象となりません。

連絡体制としては携帯電話の利用などで構いませんが、何かあったときには速やかに駆けつけられることが必要です。

### ○その他

#### (障害福祉サービス利用の組み合わせについて)

障害程度区分が3（50歳以上は2）以下の場合の生活介護と施設入所支援など、現在は利用できない組み合わせについても、ケアマネジメント等

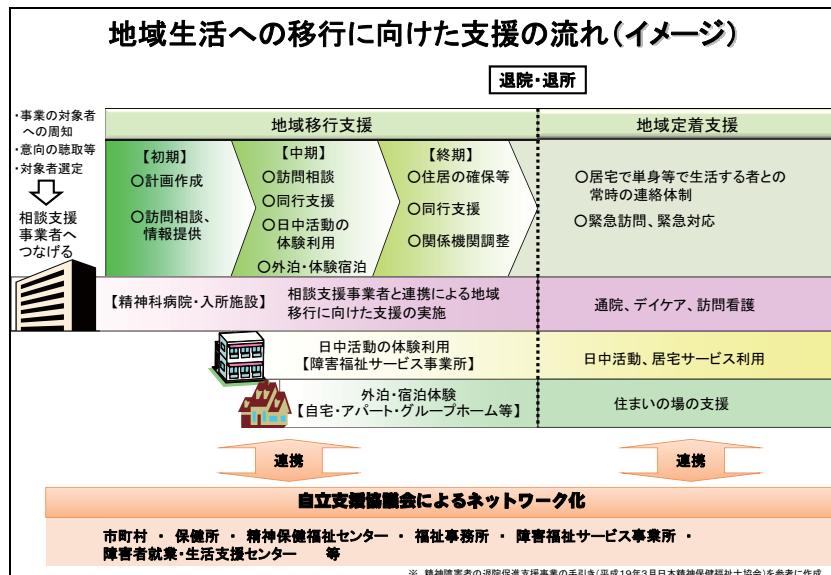
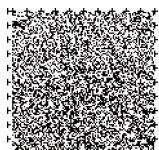
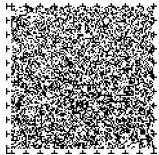


図5





の手続きを経た上で市町村が支給決定できる方向で検討しています。

利用の判断に当たっては、本人の意向を踏まえたうえで、地域におけるグループホーム等の提供体制やサービス提供の必要性などを踏まえて行います。その際は、必要に応じて自立支援協議会や市町村審査会に、社会資源や本人の状況について諮ることが適当です。

なお、ケアホームにおけるホームヘルプサービスの利用については、平成24年度以降も現行の経過措置を延長します。

#### (成年後見制度利用支援事業の必須事業化)

成年後見制度を利用するに当たっては、登記手数料や鑑定費用など申立ての費用と後見人への報酬を負担する必要があります。これらの費用について補助を受けないと成年後見制度の利用が困難であると認められる方のために、成年後見制度利用支援事業が実施されています。現在は市町村の任意事業という位置付けですが、自立支援法の改正によって市町村の必須事業となります。

なお、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成24年10月1日施行)においても、障害者虐待や不当取引による被害の防止のために、経済的負担の軽減措置等を講ずることによって成年後見制度が広く利用されるようにしなければならないとの規定が置かれてい

ます。

#### (報酬)【図6】

相談支援に要する費用の額(報酬)については、他の障害福祉サービス等と併せて、津田厚生労働大臣政務官を主査、障害保健福祉部長を副主査とし、4名の有識者をアドバイザーに迎えて組織された「障害福祉サービス等報酬改定検討チーム」において、公開の場で検討されてきました。27の関係団体からのヒアリングも含め、昨年11月から本年1月まで9回にわたり検討が重ねられ、1月31日に「平成24年度障害福祉サービス等報酬改定の概要(案)」が取りまとめられました。新たに「障害児相談支援」や「地域移行支援」、「地域定着支援」等の報酬単価が加えられ、現在、24年度の報酬額(案)としてパブリックコメントの手続きを行っており、3月中に告示される予定です。

※厚生労働省HP:

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r98520000021kad.html>

#### ○まとめ

今回の整備法によって、相談支援の体系は大きく変わります。障害のある方々が適切な支援を受けられるように、相談支援体制を強化するとともに、地域の関係機関が連携して課題の解決を図ることのできる体制を作っていくことが大切です。

**平成24年度障害福祉サービス等の報酬改定の基本的考え方**

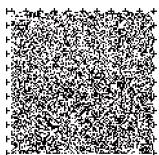
**福祉・介護職員の処遇改善の確保と物価の動向等の反映**

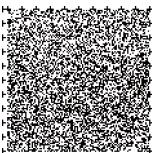
- 基金事業として行われてきた福祉・介護職員の処遇改善に向けた取組について、福祉・介護職員の賃金月額1.5万円相当分の引き上げ経費として、新たに処遇改善加算(仮称)を創設し、引き続き処遇改善が図られる水準を担保。
- \* 交付金の申請率が低いこと等を踏まえ、加算要件を緩和した一定額の加算(福祉・介護職員の賃金月額0.5万円相当分)を併せて創設。(処遇改善加算(仮称)が算定できない場合に算定)
- 改定率の決定に当たっての考え方を踏まえ、前回改定以降の物価の下落傾向を反映させ、原則として一律に(▲0.8%)基本報酬を見直し。

**障害児・者の地域移行・地域生活の支援と経営実態等を踏まえた効率化・重点化**

- 地域で暮らす障害児・者やその家族が地域社会で安心して暮らすことができるよう、夜間支援の強化や家族のレスバイトのためのサービスの拡充等
- 障害者自立支援法・児童福祉法の一部改正法の平成24年4月からの円滑な施行のため、相談支援や障害児支援について適切な報酬設定
- 前回改定の効果の検証、定員規制に応じた経営実態等を踏まえた効率化・重点化

図6





そのために、自立支援協議会の一層の活性化や基幹相談支援センターの活用など、それぞれの地域ごとに有効な方法を検討していくことが重要です。

## 《解説②》「障害児支援の強化について」

### ○児童福祉法の改正内容

自立支援法や児童福祉法の改正内容の一部は既に施行されており、放課後に児童デイサービスを利用されている子どもは、学籍がある間は18歳以降も延長して利用できるようになっています。

児童福祉法の改正内容の大部分はこの4月から実施されます。その1つめは利用者負担の規定の見直しです。利用者負担については、現在既に相当な軽減策を講じているところですが、法律上も1割負担から応能負担の規定に変更するものです。

2つめは障害の範囲の見直しで、「発達障害」を明記しました。これまで児童福祉法の障害児の定義は、知的障害と身体障害のみでしたが、この4月からは、発達障害を含めた精神障害も児童福祉法上の障害児として定義されます。

3つめは相談支援事業の充実・強化です。障害のある子どもの相談支援は専門性が求められるので、小さい時期から関わっている療育機関等にその機能を担ってもらうことを想定しています。

4つめは次に記述する障害児支援の強化です。

### ○障害のある子どもに対する支援の強化【図7、8】

(障害種別の一元化)

障害のある子どもに対する支援についての制度改正の基本となる考え方は、障害を持つ子どもが身近な地域でサービスを受けられる新たなサービス体系に改めるということです。

この新たなサービス体系の内容ですが、現在、通園施設については、知的障害者通園施設、肢体不自由児通園施設、難聴児通園施設というように分かれている障害種別を一元化し、「児童デイサービス」や「重心通園」とともに「児童発達支援」、「放課後等デイサービス」に再編します。

入所施設も同様に、障害種別で分かれている入所施設を、「障害児入所施設」に一本化して、福祉型と医療型に分けることとしています。なお、これまで培ってきた知的障害支援のノウハウを活かし、主たる障害名を明示できるようにする予定ですが、できるだけ地域から分離されることのないよう身近な所で支援が受けられる体制を構築していくことが重要です。

また、通園施設については、今まで都道府県等が支給決定をしていましたが、地域で生活している子どもの支援はより身近な市町村が行うべきであるとの考え方から、他の在宅サービスと同様に通所支援の実施主体を市町村に移管します。現在、

### 改正法施行に伴う障害児施設・事業体系

○ 障害児を対象とした施設・事業は、現行、①施設系は児童福祉法、②事業系は障害者自立支援法(児童デイサービスのみ)。なお、重心通園事業は予算事業に基づき実施されてきたが、改正法施行に伴い児童福祉法に根拠規定が一本化。  
また、18歳以上の障害児施設入所者については、施行後は障害者自立支援法の障害者施策により対応。

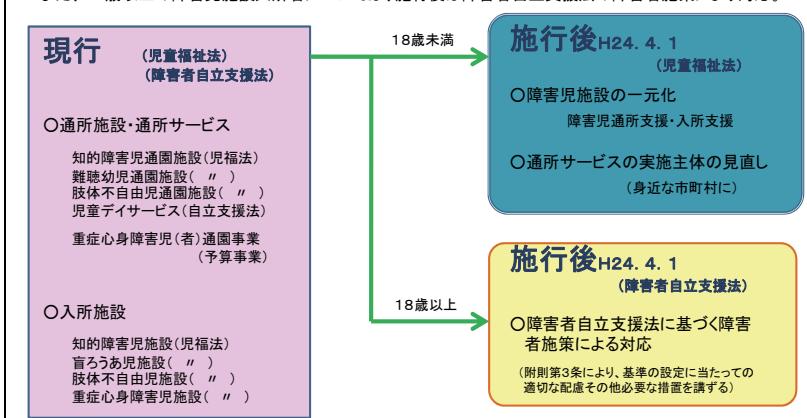
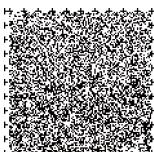
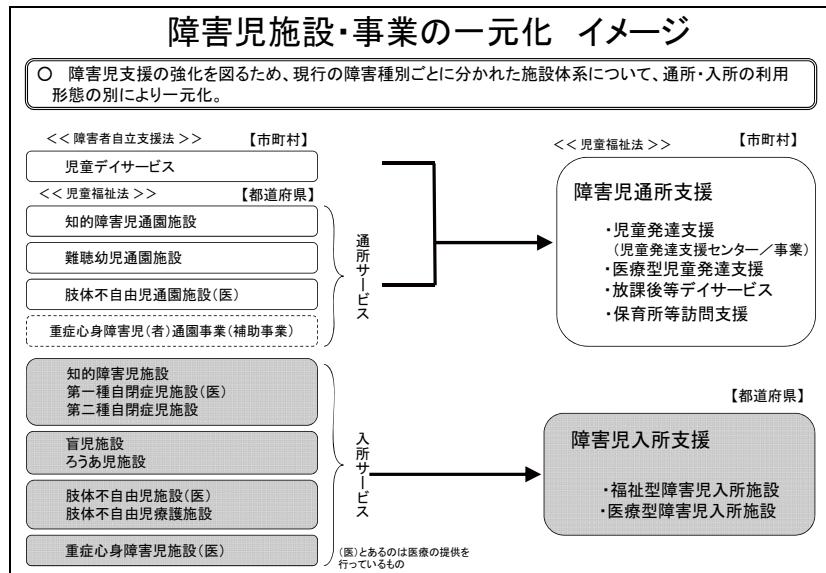
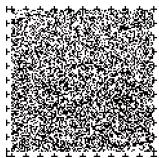


図7





自立支援法で規定されていた児童デイサービスは、児童福祉法に基づくサービスへと移行し、障害のある子どもも固有のサービスは児童福祉法に一元化することとしています。

一方、入所施設については、これまでどおり児童相談所が利用決定する仕組みを残します。これは虐待が疑われるケース等をしっかりと見極める必要があるためです。

#### (新たなサービス類型)【図9、10】

通所支援の新類型として「保育所等訪問支援」、「放課後等デイサービス」が創設されます。「保育所等訪問支援」は、保育所や学校等に療育機関の専門スタッフが訪問して集団適応のための支援を行います。対象施設には学校も含む予定で、その際には教員との連携が重要になってきます。小さい頃から療育を受けていた子どもの場合、学校に入ってからも継続的な視点で教育活動が展開されることが期待されます。

これまで就学前のお子さんに対する療育支援と就学児に対する放課後支援の両方が混在していた児童デイサービスについては、その機能を分化させ、就学前療育は「児童発達支援」に、放課後の支援は「放課後等デイサービス」に、それぞれ再編することとしています。

放課後等デイサービスは、放課後だけでなく長期休暇中の支援も行い、高校や高等部在籍中は20

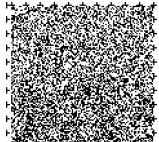
歳まで対応できるようにします。子どもの居場所づくりという側面だけではなく、社会参加や自立に向けた支援、余暇支援等を行うサービスとして充実を図る予定です。また、現在、児童デイサービスの報酬請求に関し、「送迎加算」の算定は、あくまで自宅から事業所までの送迎を対象としており、学校から事業所までの送迎は対象としていません。新サービスでは学校から事業所まで送迎する場合も「送迎加算」の算定ができるよう取扱いを変更する予定です。

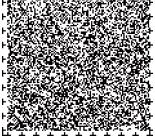
#### (入所施設の見直し)【図11】

入所施設も大きな変更があります。入所施設は児童福祉法に規定する児童の福祉施設なのですが、現行では次の行き場所が見つかるまでは、18歳を超えて児童入所施設に引き続き入所できる旨の規定が児童福祉法上ありました。

しかし、今回の児童福祉法の改正により、障害のある子どもさんが18歳以上である場合、児童福祉施設での対応は行わずに（ただし、20歳までは延長可能）、大人の施設等に委ねることとしました。つまり、18歳若しくは20歳を超えたたら年齢的には大人ですから、例外なく大人の法律、つまり障害者自立支援法に基づく支援を受けることになります。

これは、障害の種類や程度に関係なく、自立支援、地域生活を目指す





方向に大きく舵を切ることを意味します。今後は、18歳になつたら児童施設での支援は終了し、大人の施設やグループホーム等へ移行していくことを念頭に置きながら、児童福祉施設にいる段階から地域移行支援や自立のための支援を行うことが求められます。併せて、卒業後の地域生活を支援する基盤を整備することが大変重要となってきます。

## ○関連施策との関係

(放課後児童クラブ)

厚生労働省としては、障害のある方のための放

課後支援（「放課後等デイサービス」）を充実していくこととしていますが、適応可能な子どもについては、地域の資源を使って障害のない子と共に生活できるよう支援をしていく方針であり、障害のないお子さんを対象にした児童一般施策である放課後児童クラブにおいても、障害のある子どもの受け入れを推進しています。これも事業開始時に比べると2倍ぐらいの受入れになっており、平成21年度で約1万9千人の方が障害のない子どもとともに放課後を過ごしています。

このため、「保育所等訪問支援」により、療育機関等から専門職員を派遣し、放課後児童クラブで

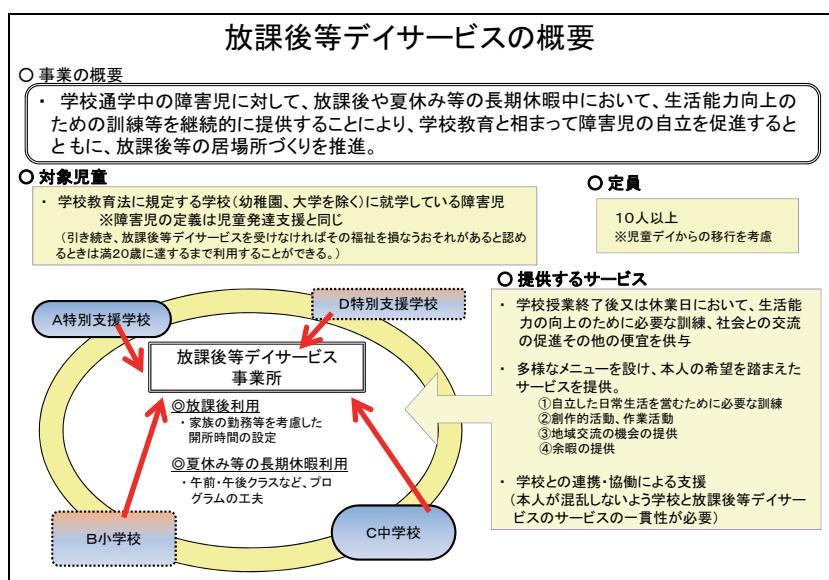


図9

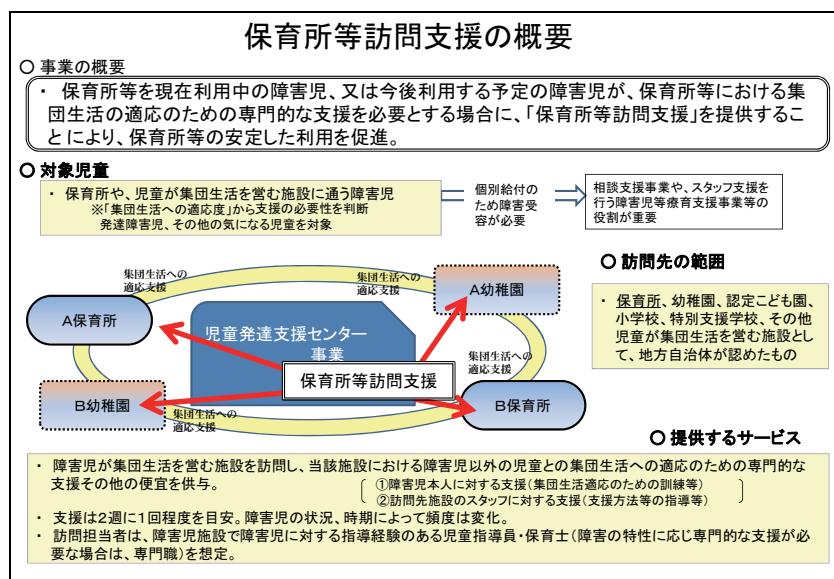
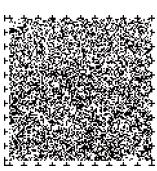
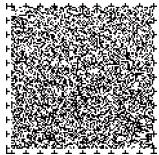


図10





障害のある子どもが適応できるよう支援することも重要な取り組みと考えられます。

#### (障害者虐待防止法の成立)

自立支援法等の改正とは直接関係はありませんが、先の国会では「障害者虐待防止法」が成立し、来年10月から施行されます。障害のある子どもへの虐待は、これまで児童虐待防止法や児童福祉法で規定されていました。主に、保護者や施設の長・職員に適用されていたのですが、今後は就労先の雇用主等からの虐待も対象となります。虐待防止措置として、学校の長、保育所、医療機関の管理者には研修の実施が義務付けられます。

#### ○報酬

相談支援と同様、障害児支援についても「障害福祉サービス等報酬改定検討チーム」において検討が重ねられました。

基本的な考え方として、現行の障害児通園施設や児童デイサービス事業所が新体系に円滑に移行できるよう、現行の水準を基本に報酬設定を行うこととしました。

また、専門職員を配置して機能訓練や心理指導を行った場合の評価、新設される児童発達支援管理責任者の配置の評価、8時間を超えるサービス提供時間の評価などを新設することとしています。

なお、パブリックコメント、告示のスケジュールは相談支援と同様です。

#### ○まとめ

先に成立した改正障害者基本法では、障害のある方々をこれまでのように福祉サービスの提供を受ける客体としての存在ではなく、基本的な権利行使する主体として位置付けています。障害のあるお子さんについても、子どもの権利条約と相まって、今後は意見表明の機会を与え、子どもたちの声にしっかりと耳を傾けて、地域のサービス基盤を整備することが大切です。

来年の4月以降、サービスを利用する際には原則として障害児相談支援または計画相談を受けることが必要になりました。サービスの利用計画を相談支援専門員と一緒に作成していく過程で、しっかりと家族および子どもの声を伝えていただきたいと思います。

また、今回の法改正で各地域に「自立支援協議会」という地域のサービス基盤を整備するための協議会設置が義務化されます。保護者の方々にはぜひ構成員として参画していただき、障害のある子どもや家族のニーズにマッチした地域の支援体制づくりに向けて、意見を反映させていくことが重要です。

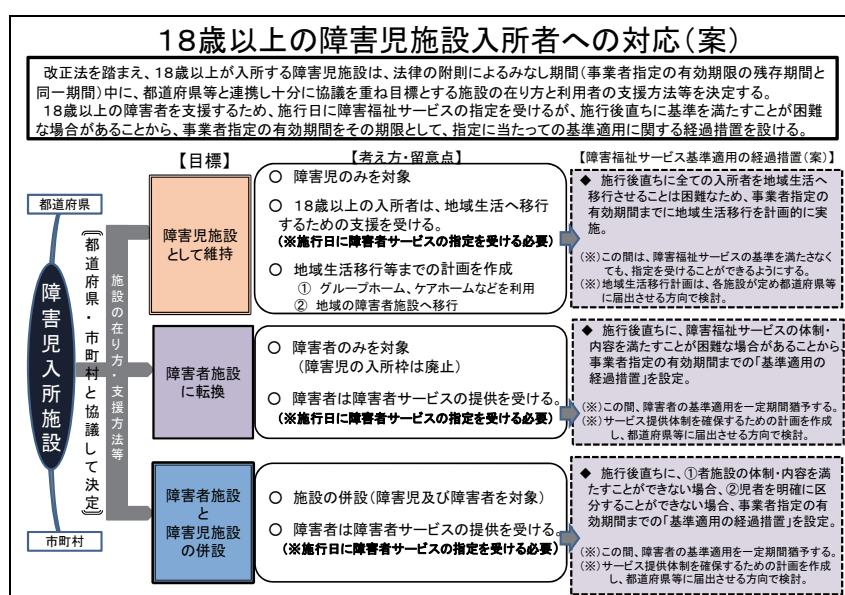
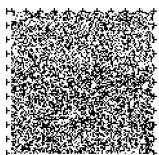
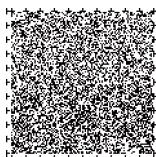


図 11





# パラリンピック故郷に帰る ～第14回パラリンピックロンドン大会～

公益財団法人日本障害者スポーツ協会

企画情報部 井田 朋宏

## 1. パラリンピックの原点

「将来この大会は真に国際化し、オリンピックと同等の障害者の競技大会として世界中に知られることになるだろう」。

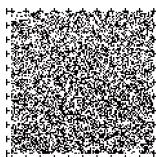
ロンドン郊外にある英国王立ストーク・マンデビル病院で開催されたアーチェリー大会の席上、ひとりの紳士がそう宣言しました。1948年7月29日、第14回オリンピックの開会式がロンドンで行われたまさにその日の出来事でした。宣言したのは、後に「パラリンピックの生みの親」として世界中で知られることとなるルードヴィッヒ・グットマン博士。第二次世界大戦で脊髄を損傷し、車いす生活を余儀なくされた兵士たちの治療にあたっていたストーク・マンデビル病院脊髄損傷科の医師です。グットマン博士は、脊髄損傷患者の治療・訓練のためにスポーツを用い総合的な体力の向上を実現するとともに、上達することや競い合うこと、仲間と助け合うことの喜びなど、前向きに生きていく「心」を育みました。

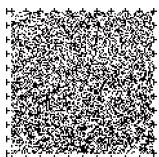
遊びで楽しむスポーツであれ、訓練としてはじめたスポーツであれ、体力がつき技術が上達てくると、様々な決めごとを一般のルールに近づけたり、試合形式のゲームをしたりしたくなるのが人情です。ストーク・マンデビル病院でも、「試合がしたい」、「大会を開いてほしい」との声が入院患者から挙がったであろうことは想像に難くありません。そしてその想いが博士の心を動かしたのか、アーチ

ェリー大会が実現しました。驚くべきことに博士は、この大会を単に病院の一事業として捉えるのではなく、「車いす使用者のスポーツ」という新しい分野を創出する出発点として捉えていました。その意気込みは、この大会をあえて第14回ロンドンオリンピックが開会した日に開催したことや、冒頭でご紹介したように、今日のパラリンピックの姿を予見する言葉を述べていたことなどから伺い知ることができるでしょう。

## 2. パラリンピックの歩み

下肢麻痺による車いす患者のリハビリテーションを主眼に置いたイベントとしてはじまったこの大会は、1952年にオランダの参加を受け入れたことを契機に国際大会へと発展していきました。大会名は「国際ストーク・マンデビル競技大会（ISMG）」と称され、毎年ストーク・マンデビル病院で開催されました。また、1956年にはオリンピック開催中に国際オリンピック委員会（IOC）より「ファーンレイカップ」という賞を受け存在感を示すとともに、「Olympic Games of the Paralyzed（対麻痺者のオリンピック）」と認識されるほど世界的な発展を遂げました。さらに1960年には「オリンピック年の大会はオリンピックと同じステータスで、できるだけオリンピックが開催された都市で開催する」という大会委員会（ISMGC）の方針が実を結び、ローマオリンピックの閉会直後、オリンピックで使用したいいくつかの施設で第9回大





会が開催されました。グットマン博士が描いた夢の実現に一步近づいた出来事でした。

車いす使用者が参加する国際大会として行われていた ISMG でしたが、グットマン博士が当時会長を務めていたもう一つの国際スポーツ組織「国際身体障害者スポーツ機構（ISOD）」との協力関係ができることにより、1976年トロント大会から視覚障害者と切断者が参加できるようになりました。さらに1980年アーネム大会では脳性麻痺者が、1984年ニューヨーク/アイレスベリー大会ではその他の機能障害者なども参加できるようになりました。

その後1989年に国際パラリンピック委員会（IPC）が創設されると、IPCはこの大会を障害者の国際的なエリートスポーツ大会「PARALYMPIC=PARALLEL+OLYMPIC（オリンピックに並ぶ、対等の大会）」として明確に位置づけました。また、グットマン博士の遺志を引き継ぎ1960年のローマ大会を第1回とし、以後、4年毎の大会を「パラリンピック競技大会(PARALYMPIC GAMES)」としました。

2000年、シドニーで開催された第11回パラリンピック競技大会の期間中、サマランチ前IOC会長とステッドワード前IPC会長によってIOCとIPCとの協力関係に関する話し合いが持たれ、「オリンピック開催国は、オリンピック終了後、引き続いてパラリンピックを開催しなければならない」という基本的な合意が交わされました。また2001年には、スイス・ローザンヌで両会長による2度目の話し合いが持たれ、「オリンピック組織委員会はパラリンピックも担当する」、「オリンピックで使用する会場は可能な限りパラリンピックでも使用する」、「オリンピックとパラリンピックは同じ選手村を使用する」など20項目以上にわたる詳細な合意が交わされました。この合意により、パラリンピックはオリンピックと連動した世界最高峰の障害者スポーツ大会として名実共に位置づけられ、グットマン博士の夢がここに結実しました。

### 3. ロンドン大会の概要

2012年8月29日から9月9日までの12日間、ロンドンで第14回パラリンピックが開催されます。およそ世界150か国・地域から4,000名の選手が出場します。

競技は、2008年に開催された北京大会と同じく20競技（表）。このうちボートとセーリングを除く18競技はロンドン市内で行われますので、観戦に行かれる方は短期間に多くの競技を観ることができます。

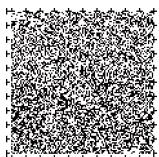
2000年シドニー大会における障害詐称問題により出場が無期限停止になっていた知的障害者の参加がロンドン大会から一部の競技・種目で可能になりました。具体的には、陸上競技（1500m、走り幅跳び、砲丸投げ）、水泳（200m自由形、100m背泳ぎ、100m平泳ぎ）、卓球（シングルス）の3競技が行われる予定です。

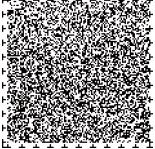
### 4. わが国の動向

気になる日本選手のパラリンピック出場権の獲得状況ですが、2012年1月現在、20競技中11競技が正式に参加資格を獲得しています（表）。

団体競技は、地域予選の結果により、ゴールボール女子、シッティングバレー、車椅子バスケットボール男子、ウィルチェアーラグビーの各競技が出場権を獲得しました。残念ながら、視覚障害者5人制サッカー、脳性まひ者7人制サッカー、ゴールボール男子、シッティングバレー、車椅子バスケットボール女子は出場権を逃してしまいました。

個人競技は、アーチェリー、陸上競技、自転車競技、射撃、水泳、セーリング、車いすテニスの各競技がいくつかの出場枠を獲得していますが、最終的に何人の選手が日本代表として参加できるかということは、陸上競技と水泳以外は4月～5月頃、陸上競技と水泳は5月下旬にならないと判りません。なお、5月下旬に各競技の参加人数が判明した後も、①各競技団体による候補選手の決定、②JPC





強化部会、メディカルチェック部会による候補選手の審査、③JPC 運営委員会による承認、の流れが控えていますので、JPC が公式に日本代表選手を正式に発表できるのは 7月初旬になるでしょう。

## 5. おわりに

グットマン博士が第14回オリンピック開会式の日に開催したアーチェリー大会から64年、第1回ISMG から60年の時を経て、パラリンピックが故郷に帰ってきます。凱旋とも原点回帰ともいえる今回のロンドン大会ですが、半世紀を超えて脈々と引き継がれてきた理念、

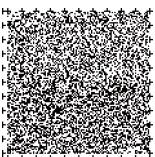
「It is ability and not disability that counts」  
(失われたものを数えるのではなく、残された機能を最大限に活かせ)

を、自らのパフォーマンスで実践する選手たちの姿を存分に味わってください。また、ロンドンにむけて結成される日本選手団に対し、一層のご支援と、熱いご声援をよろしくお願ひいたします。

			2012年1月10日現在
分類		競技名	日本の 参加資格
実施 競技 20	個人 14	アーチェリー	○
		陸上競技*	○
		馬術	未定
		ボート	未定
		セーリング	○
		自転車	○
		車いすテニス	○
		水泳*	○
		ボッチャ	未定
		卓球*	未定
		車いすフェンシング	未定
		柔道	未定
		パワーリフティング	未定
		射撃	○
実施 競技 20	団体 6	5人制サッカー	×
		7人制サッカー	×
		ゴールボール	男子 ○ 女子
		シッティングバレー	男子 × 女子 ○
		車いすバスケットボール	男子 ○ 女子
		ウイ尔チアーラグビー	○

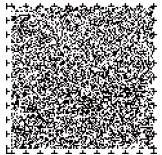
\*印=知的障害選手の参加枠がある競技

- ・(財)国際身体障害者スポーツ大会運営委員会(1964):「ローマパラリンピック報告書」,私家版
- ・中川一彦(1997):「パラリンピック競技大会の夜明け」,筑波大学体育科学系紀要 第20巻 別冊
- ・(財)日本障害者スポーツ協会(2010):「障害者スポーツの歴史と現状」,(財)日本障害者スポーツ協会
- ・LUDWIG GUTTMANN(1983):「身体障害者のスポーツ」,医歯薬出版
- ・Joan Scruton(1998):「Stoke Mandeville-ROAD TO PARALYMPIC」,PETERHOUSE
- ・IPC Official Website



オリンピックパーク

(C)London2012



# 旅する障害者が社会を変える

実践女子短期大学教授  
「障害者の旅ハンドブック」作成委員長  
園田 碩哉

## ●障害があるからこそ旅をしよう

旅にもいろいろな種類があり、仕事の旅もあれば、冠婚葬祭のための務めとしての旅もあるでしょうが、どんな旅にもどこかに心躍るものが含まれています。ましてや楽しむことが主目的の旅は誰にとっても最も良質のレクリエーションだと言えましょう。

障害のある人たちも積極的に旅に出かけています。そして障害のある人たちの旅には特別の意味があります。そもそも障害というのは移動とコミュニケーションに関わるもののが圧倒的に多いわけです。これらは円滑な旅を妨げる阻害要因になります。車椅子で移動する人は交通機関が使いにくく（これまでの交通機関は障害者も利用者であるということを十分考えて作られていませんでした）、視覚や聴覚に障害があれば、やはり円滑な移動に困難をきたす場面が出てきます。

また、旅とは知らない他者との交流を目指す活動で、それが旅の大きな魅力でもあります。コミュニケーション能力に障害があれば不便や不都合をきたすことがあります。このことは健常者でも外国に出てみればよく分かることです。言葉が通じない状況はまさしくコミュニケーション障害ですから、海外旅行に出かけて意思疎通がうまく行かなくて苦労した経験は多くの人が持っています。

障害のある人は旅をしにくく、旅という活動から排除されがちです。だからこそ障害のある人が旅をすることが、普通の人の旅以上の大きな意味を持ってくるのです。人を障害のあるなしで差別

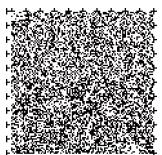
しないというノーマライゼーションの理想がどれほど達成されているかを見るには、障害のある人の旅のしやすさをチェックしてみるのがいちばんです。障害者がどれほど自由に快適に旅を続けられるか——段差の解消やエレベーターの設置のような物理的な面からも、また、道行く人がどれほど障害のある人に配慮をしているかという社会心理的な面からも、その土地のバリアフリーの状況が現れてきます。障害者が旅をすることで、その地域の福祉文化の充実の度合いが見えてきます。

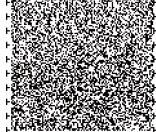
障害のある人自身にとっても旅の持つ意味は大きなものがあります。それは日常性から解放されて自分を広げる自己発見や自己開発の機会になるからです。生活圏が狭く限定されてしまうと、心のゆとりも小さくなってしまいます。広い世界へ歩みだすことで意欲も湧き、自信もついてきます。また、旅は他者の発見と交流、多様なコミュニケーションの機会でもあります。これまでの狭い人間関係の殻を破って多くの人々とふれあい「人間の幅」を広げることができます。

「障害があるから旅ができない」のではなくて「障害があるからこそ旅をする」という姿勢で積極的に旅に出ることが、私たちの社会生活の質を高めることにつながっていくのです。

## ●旅行条件の改善と障害者の果たす役割

日本はいま、観光立国ということを國の方針にしています。特に外国からの観光客を大幅に増やすことを目標に掲げています。国のねらいは外国の人々が





日本にやってきてお金を使ってくれることにあります。これは輸出が増えるのと同じ効果があります。工業製品の輸出が伸び悩む中で、サービスの輸出である外客誘致が経済的には大きな可能性をもっているというわけです。

しかし、観光＝旅は、経済以前にもっと文化的な意味があります。世界の市民たちがお互いの国を訪問しあうことで相互の理解が進みます。人間というのは肌の色や話す言葉が違っていても共通する感情をもっていて、みんな平和を愛しています。市民の交流とコミュニケーションが進めば、世界の平和の礎になることが期待できます。

旅の持つプラスの側面は、障害のある人たちも含めて考えられなくてはなりません。障害者の生き方に理解を示し、手を差し伸べ、助け合うことは人としての自然な気持ちから発しており、世界の人々に共通する行動です。障害者も健常者も手

を取り合って総ての人の連帯を図ることがこの世界を住みよい世界に作り替えていく原動力になります。

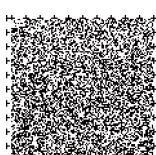
観光立国を経済問題だけで考えるのでは視野が狭すぎます。日本という国はどこへ行ってもバリアフリーで、人々は誰に対してもホスピタリティ（もてなしの心）に溢れているという評判こそが大切です。それが本当の「クールジャパン」であり、そうであってはじめて多くの外国人がやってくる国になれるのです。障害のある人たちの旅が充実することは、世界における日本という国の存在価値を高めることでもあります。旅行条件や環境が整うことはすべての人の利益になるのです。障害者は、旅の環境を改善するパイオニアとしてどんどん旅に出てほしいと思います。

## ●旅で始まるいきいきライフ

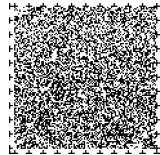
戸山サンライズではこのほど、障害者の旅を一層充実させるためのハンドブックを作りました。題して『旅で始まるいきいきライフ』(表紙写真)

CONTENTS	
<b>第1章   旅は連れ添は掛け</b>	4
1) お出で簡単手本いすの旅	
2) 「見えない旅」の面白さ —視覚障害者にとって旅はどんな意味があるのか—	鈴木 幸幸 20
<b>第2章   障害のある人の旅についてもっと知ろう</b>	20
1) 障害のある人の外出・旅行はどう発展してきたか —伴走 宮原 26	
2) 障害のある人から見た外出と旅行の現状 —中子 義良子 36	
<b>第3章   障害のある人の旅をサポートする</b>	44
1) 障害のある人の外出と旅の支援者になるには —成瀬 実香、大山 浩之、黒川 利宏子 44	
2) 旅の拠点づくり! 点から面へ～「旅団日」13年の活動～ 三木 和子 63	
<b>第4章   障害のある人の旅を豊かにするために</b>	68
1) 旅で地域に貢献やすか	
2) 障害のある人の旅　過去・現在・未来 —黒川 雄 81	
<b>第5章   資料編</b>	85

『旅で始まるいきいきライフ』(目次)



『旅で始まるいきいきライフ』(表紙)



です。100枚ほどの冊子ですが、障害のある人にとって役立つ旅のノウハウを満載した楽しい本です。冒頭には「旅は道連れ世は情け」と題した旅行記が載っています。まず曾根原純さんが「北海道電動車いすの旅」を書いていますが、実はこの旅はこの冊子を作るための取材旅行で、その顛末がユーモラスにつづられています。「見えない旅の面白さ」を書いた鈴木孝幸さんの記事も、見えない人がどんなふうに旅を楽しんでいるか興味津々の読み物です。鈴木さんはこの冊子の企画委員としていろいろなアイデアを出してくれました。

以下、障害のある人の外出・旅行がどう発展してきたかを跡付け、現状を分析した考察が続き、バリアフリー旅行を押し広げるために先人たちがどんな苦労をしてきたか、現実はどこまで進み、

何が課題であるかが分かります。そして障害のある人の旅を支援するためのポイントや、車いすで快適に泊まれるペンション「風曜日」を経営してきた三木さん夫妻の足跡の紹介があります。（目次参照）

旅というものが持っている大きな可能性を考え、障害のある人と一般の人々が交流を進められる素敵な旅を実現するために、多くの方々に読んでいただきたいと思います。

このハンドブックは、無料で配布しています（送料のみ有料）。

### ●お問い合わせ先

全国障害者総合福祉センター（戸山サンライズ）

養成研修課

TEL 03-3204-3611 FAX 03-3232-3621

**第1章 | 旅は道連れ世は情け**

## 1. 北海道電動車いすの旅

もっと嬉しい旅への旅福会 副代表 曾根原 純

2011年5月20日10時20分京浜急行電鉄品川駅JR連絡口切符売り場の前のシースルーのエレベーターから、今回の私の旅は始まりました。私は、以前は山手線（やまのせん）を通勤等でよく利用していました。ですから、山手線まではどうしても日常の一部という感觉があるのですが、このエレベーターのところまで来ると、これから日常を離れて、「旅に出るんだな」という思いがこみ上げてきます。

エレベーターをあとがいて、右側の駅員さんのところ、「羽田空港」と行先を伺った。私はハンドル車いすを運転するから、羽田空港へ行くとちゃんと航空会社をご利用ですか?と尋ねてきました。これ、今は、事情は分かっていませんが最初に尋ねられたときに、「まだ関係ないのに、なぜ、ここで聞くんだろう」と、少し戸惑いました。全日空（ANA）系列であれば前方車両、日本航空（JAL）系列であれば後方車両が空港カウンターへ行くのに便利だということです。今回、私は、後方車両に乗り込みました。

実は、私は、親しくさせていた  
だいているANA系列の旅行社  
ハンドル車いすを運転して、あ  
ることもあって、これまで羽田での

**第2章 | 障害のある人の旅についてもっと知ろう**

## 1. 障害のある人の外出・旅行はどう発展してきたか

（株）エイ・アイ・エス ハリファートラベルデスク 所長 伴流 高志

**概要**

障害のある人の旅行が行なわれるようになったのは、1970年代以降、車いす利用を中心とした散体不自由者の旅については、公共インフラが整備された1980年代になってからで、障害のある人の旅の歴史は、非常に浅く、戦前から1960年代の戦後までは、障害のある人の旅が行なわれることはないませんでした。

また、1950年代～1970年代にかけて高度経済成長期をむかえ、日本は急速に社会的・経済的变化を経験しました。しかし、この間に車いすの普及率が、まだ一般的な文化や価値観を裏むむといつては、文化では生まれず、生活の安定を目指す段階に留まっています。

この頃の障害のある人の旅は、「措置」に近い「削引」という経済的支援に限られることが多く、旅を楽しむ「うごこ」は、殆ど行われていませんでした。

1970年代～1990年代にかけては、個人の余暇生活・文化的活動が活発になり始め、公共インフラも充実したことなどで、障害のある人にまつわる旅行環境のバリエーションも整備されつつありました。しかし、まだこの頃は地域や

旅が実施されるにはまだ難しかったといえます。一般的の人々の生活中で旅行が認識されるようにならなければ、障害のある人の旅が首都圏を中心に普及し始めたのは、10年遅れて1990年半ば以降になります。

1990年代初期は、障害のある人の旅に取り組む旅行会社も始め、1995年の「観光政策審議会答申」すべての人に旅をする権利がある」と明記されたのをきっかけに首都圏の大手旅行会社が積極的に取り組むようになり、障害のある人の旅の実現に向けて、大きな一步を踏み出しました。

その後、障害のある人の旅環境は、急速に進んだ高度経済成長と高齢社会

**第3章 | 障害のある人の旅をサポートする**

## 1. 障害のある人の外出と旅の支援者になるには

空とお車イス・トラベルサロン 代表 成瀬 史吾  
(もっと嬉しい旅への旅福会 連絡会員 運営会員)  
もっと嬉しい旅への旅福会 連絡会員 運営会員 大山 浩之

**① 相談を受ける時は**

**② どのような障害か**

相談される方が身体障害なのか知的障害なのか精神障害なのか確認する必要があります。身体障害の場合でも車いすが必要か。導導犬を連れた視覚障害か、難聴を伴った聴覚障害か。それぞれの障害によってバリアの内 容が大きく異なります。

車いすの場合や導導犬を連れた視覚障害の場合は設備などのハード面に気を配らなければなりません。もちろん人間のソフト面についても、気配りが必要ですが、エレベーターやトイレの問題など車いすの方や視覚障害の方には大切な問題です。

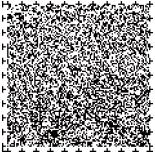
健聴に障害を持たれている方の場合は、情報をいかに多く提供できるかが重要な課題となります。例えば、乗っている列車が突然車で動かない場合、普通はアナウンスで情報提示がなされるのですが、文字による情報提供は断然難しいのです。耳が聞こえない方や、耳が聴こえない方、視覚障害の方は設備面のバリアは少ないので、状況に対する自己決定

また、車いすなどのハード面で

らかが重要なボ  
。この点につ  
ては知識が乏  
しきふ。セミナーや

や視覚障害の  
られます。

- 15 -



## 第26回 障害者による書道・写真全国コンテスト結果発表

「障害者による書道・写真全国コンテスト」は、障害者の完全参加と平等をスローガンとした1981年の国際障害者年を記念して、1984年に東京（新宿区戸山）に設置された全国障害者総合福祉センター（戸山サンライズ）が主催するもので、障害のある方々の文化・芸術活動の促進と技術の向上、またそれらの活動を通じた積極的な自己実現と社会参加の促進を目的に1986年から行っております。

毎回、たくさんのご応募をいただき誠にありがとうございます。

今回も全国から、書道部門787点、写真部門273点（うち、携帯フォトの部18点）、合計1060点という前回を上回る多数のご応募をいただきました。また、今回で5年目となる「携帯フォトの部」への応募も過去最多の応募数となりました。作品を出展していただいた皆様、ご協力くださいました関係各位にこの場を借りて厚く御礼申し上げます。

審査総評にもありますとおり、作品のレベルも向上し、甲乙付けがたく、審査は非常に難航いたしました。そのような中から、審査員の先生方の目に留まる素晴らしい作品を制作されました入賞者の皆様のお力には心より敬意を表します。ここに入賞された方々をご紹介し、入賞作品と審査員の寸評を掲載いたします。

### 審 査 総 評

#### (書道部門)

今年度は三月の東日本大震災という未曾有の地震と津波による災害に見舞われ、半年を経ても復興の兆しが見えない状況です。震災の影響により被災地の人々の生活を大きく変えました。また、放射能汚染による深刻な問題は広域に渡り生活全般にも波及しています。早急な被災地の復興と生活の改善ができることを強く願います。

このような世相のもと、出品者の不安は如何かと思いましたが例年以上の出品数を見ました。そして作品の制作意図を見ますと震災に対するそれぞれの想いが強く表れておりました。同じ国民という強い想いが「絆」や「希望」などの文字に現われ、弱者だけでなく強者までも巻き込んだ災害に対する不安などが感じられました。

賞に輝いた作品は非常に洗練されたものが多く見応えがあります。書的に大変高度なもの、心に浮かぶ心象風景を膨らませ楽しく美事に表現されたものがあり選別に苦労いたしました。障害に負けずにこのような高い境地に到達された出品者に頭が下がります。リハビリテーションと言う範囲を超えて書を楽しんでいる様子が窺え頗もしい限りです。継続する事が楽しみと共に体幹機能回復に役立つていると実感させられました。自分に頑張ろうと言う以上に「日本頑張れ」との声が聞こえました。

**渡部 會山**

(創玄書道会審査会員、毎日書道展審査会員)

#### (写真部門)

『素晴らしい前進です』

何年か前に全体評で「もう一步前に！！」としきりに呼びかけていたのが夢のようです。当時は何故か甘い写真、対象に迫らないで体が引けた写真がたくさんありました。

写すべき中心のもの以外の不要なものが画面の周辺にいろいろ入って「いったいこの人は何を写したいのかな、自分でそれが判っているのかな」と首を傾げたくなるような写真が結構ありました。それが大凡消えました。

原因是写真に対する心構えの変化が第一だと思います。

次は技術上の進化です。デジタル化とともに、ズームレンズの製造技術も進んでズームが一般化しました。

行動上のハンディのため前に進めず、不本意ながら不要な雑物の画面への侵入を我慢してこられた方たちも、ズームによって狙った対象にきっちり絞り込んだフレーミングが日常的にできるようになったのではないか、それによって「絵」に不要なものが入らなくなり、表現の密度が上がったのではないかと推測します。

プリントも自分で納得するまでやることができますので、格段に向上しました。

この勢いで前進を。

**高岩 震**

(フリーカメラマン、日本映画撮影監督協会会員)

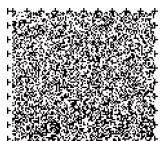
#### 審査員一覧（敬称略）

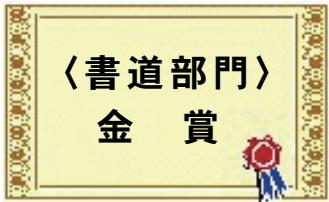
**渡部 會山** (創玄書道会審査会員、毎日書道展審査会員)

**高岩 震** (フリーカメラマン、日本映画撮影監督協会会員)

**金田 一郎** (公益財団法人 日本障害者リハビリテーション協会会長)

**片石 修三** (全国障害者総合福祉センター館長)





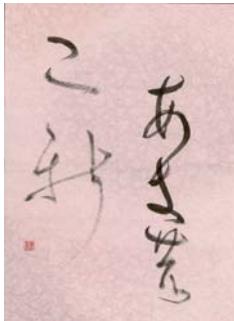
「萬」

北海道 伊勢 準三  
甲骨文字は漢字成り立ちの祖で殷時代に発達した文字で象徴性豊かな文字で亀の甲や骨に直接刻んだため直線構成を取ります。豊かな墨量と直截的運筆が生き生きとした原始性を出した好作品です。



「花」

長野県 柳澤 芳夫  
決して力任せにせず筆の柔軟性を上手に引き出した柔らかく温かな線や大きな運腕からの伸びやかな動きなど美事なものがあります。最終画の速勢が作品に生きさせた動きを与えています。

「秋の虹～あ支農二新～」  
徳島県 海賀 健太

紙の大きさをよく把握して伸びやかで艶やかな線を駆使して上手に纏めています。書作上上で重要な点は余分な力の抜けた運筆です。この作品はこの要件を乗り越えた好作品です。



「書譜の臨書」

長崎県 宮崎 ミヤ子

書譜の特徴である筆圧の強弱が大きな運腕に支えられて懐抱の大きな作品となりました。しなやかな細柳に似た線の強さは筆先の捻転を見事に活かした賜物です。



「萩日和」

大分県 熊本 千恵子

この作品は豊かな情感を呼び起こす文意を温かな線で表現した傑作です。温かで人間味豊かな社会を想えます。作品構成も自然でありよく習練された力を見せていました。



「復旧」

沖縄県 上江洲 哲郎

3・11の大地震を想い強固な線で書かれています。文字を書くと言う事は心に期する思いがある事です。その想いを表すに最適な書風を選ぶ事の大切さを語っています。



「鳥」

さいたま市 都竹 寿孔

大きく羽ばたく鳥でしょうか。象徴的な作で飛翔感が非常に強く感じられます。線の省略が現在の漢字に対し原始性豊かな象形文字に近いと言える作品で自由に空を飛ぶ鳥の様子が窺えます。



「尾花」

静岡市 河田 哲

終筆まで精神を集中し持続する事は容易ではありませんが筆者は見事に書き切っています。画面全体を圧する精神の昂揚が文字の大きさや生気溢れる力強い線に表れています。



「遊心 一番星をうらやまない貴方には貴方の輝きがある」

浜松市 水野 ユミ子

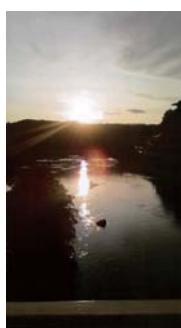
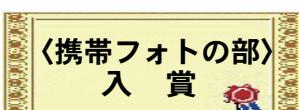
ゆるやかに流れる川を想わせる大字部は何とも言えない豊かな情感を醸し出しています。軟毛の特性と余分な力を抜いた運筆が相俟って紙面に風が流れています。全体の布字の巧妙さも見せています。



「長慶」

浜松市 鈴木 あや子

豊かで伸びやかな線で纏めあげて文意を十分に表現しています。筆には八面あると言いますが上手にその特性を活かして書いています。長い鍛錬を想わせる筆致です。



「黄昏…橋の上から」

鳥取県 森田 恒平

携帯では太陽入れ込みはいささか難しいのですが、ぎりぎり撮れています。今度は太陽が雲に隠れた瞬間でも。



「私の弟」

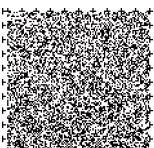
沖縄県 百次 泰仁  
バースデーカードにでもするの

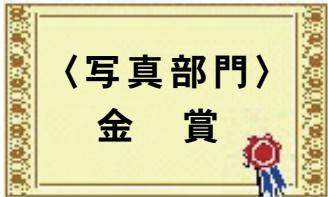
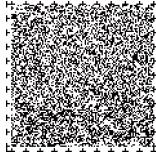
でしょうか。楽しい写真です。



「もしもし」

広島市 井上 奈美江  
親子の電話ごっこ、よく撮れています。





「勝負」

岩手県 菊池 英機

長い伝統のばん馬レースの緊張した一瞬を捉えられています。坂を駆け上がる時が多いのですが、ここでは降りのもっとも動きの激しい瞬間を捉えて成功しています。まさに「勝負」ですね。



「微笑んで…」

千葉県  
板倉 敏行

スグ45のキャメラをしつかり構えて、ライティングで捉えています。



「楽しい演技のはじまり～京都障害者シンクロナイズドスイミング大会にて～」

新潟県 長谷部 とし子

シンクロナイズドスイミングに挑む若者の逞しさ、心意気が水しぶきとともに溢れています。拍手。



「ナイスキャッチ（翡翠）」

岐阜県 水谷 早苗

「お見事！！」の一言に尽きます。大勢の人がポイントに向かって何時間も構えているのは知っていますが、あがる瞬間のポジションをよく捉えていると感心しています。



「秋の装い」

京都府 松田 寛之

秋の夕暮れ時の、空と、地面の灯籠と、お寺の建物や木々のライトアップの微妙なバランスが過不足なく捉えられて、素敵な作品です。これを出発点に素敵なお写真を撮り続けてください。



「第一回 佐伯三の丸神楽大会」

大分県 植木 修

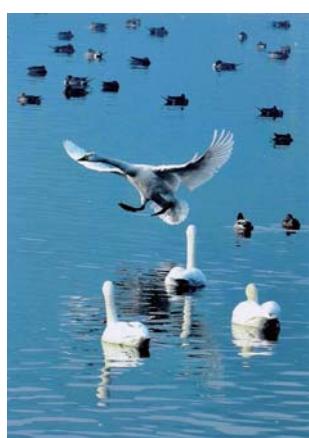
お神楽の囃子の音、観客の拍手、舞台を踏み鳴らす足音。すべて生き生きとつたわる写真です。



「紫の舞踏」

沖縄県 大城 俊雄

紫の花びらと雄蕊の生え際の黄色の産毛みたいなものと、真ん中の雌蕊の色の取り合わせが絶妙で心を打たれました。沖縄にしかない美しさなのでしょう。



「冬の使者 白鳥」

千葉市

杉浦 孝雄

奥の鴨の群れ、手前の三羽の白鳥を広げて舞い降りる白鳥。「千載一遇の好機」をモノにして白い羽貴方の努力に乾杯。



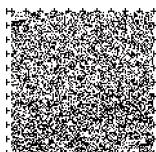
「一瞬を飛ぶ」

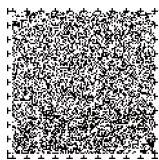
広島市

福島

國民

スケボーの若者の激しい動きの素敵な瞬を乗り越えてきつちり捉えた気力、迫力に拍手です。





「不退転」

北海道 吉田 佳子

文意に託された気持が強い線に表れています。曲直のリズムを掌中にした動きが作品に緊張感を与え奥行きのある作品となりました。潤滑の変化を見ています。



「百人一首（変体仮名）」

岩手県 菊地 征子

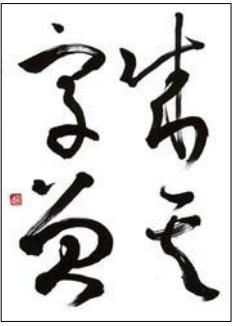
仮名作品の妙趣は平安期の雅味であると言えますが線の流麗さや紙面構成などよく考慮された仮名作品です。古筆の練習後独自のリズムで作品制作をしており蓄積された力を感じます。



「紺」

岩手県 石川 夏緒

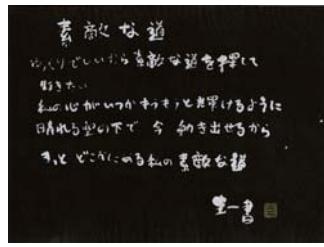
今年こそこの文字の力を必要とされた年は無いでしょう。心に映った文字を表現する時作品の巧拙を抜きに感動を呼びます。布字や構造などは二次的なもので心に響く文字表現が見事です。



「書譜 唐・孫過庭」

新潟県 菅原道博

筆の抑揚を上手に活かした運筆の冴えが見事です。意先筆後の極意を掌中にして書されており澁みの無い流れの美しい作品となりました。真摯な臨書姿勢が見てて好感が持てます。



「素敵な道」

岐阜県 北村 圭一

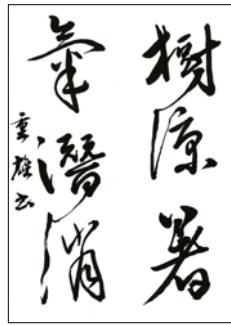
書を楽しみとする姿が窺えて大変豊かな気持ちになります。書を楽しめる事は実生活が豊かな情感を持って過ごせる事だと思われます。微妙な筆の感触を十分楽しんでほしいと思います。



「暑」

岐阜県 松本 真依

真夏の暑さがムンムンと漂うような文字です。筆を紙に押ししがて力強く書きあげながら豊かで柔らかな線を取り込んでおりホットとする気持ちも見える感も出しています。



「樹涼暑氣潜消」

岐阜県 若園 重雄

大変な巧者です。布字、筆意、連筆などどれを取っても否のある所が見つからない作品です。この境地に至る道程の長さを感じさせますが現在は余裕を持って楽しんでいる様子が窺えます。



「和（家和萬事成）」

三重県 山田 輝元

墨量豊かに書した文字に字義を与えています。墨筆は墨量の変化により心を表現できる点特異ですがよく特性を活かしています。小書き部分の見事な書き振りに目を奪われます。



「木」

滋賀県 木下 祥吾

どんな風にもピクともしない木、大地に深く根ざした巨木。そんな印象を与える作品です。枝葉を見るのではなく、それを成している根幹を見つめる透徹した心が感じられます。



「秋の夜 名月」

滋賀県 古家 愛子

構えの大きな運筆が線に切れと伸びを与えています。筆圧の変化の自然さが抑揚の妙を出していますと一段と高めています。文字の正確な結構を得て楷書の真髓を得ています。



「萬葉集より」

奈良県 福田 芳美

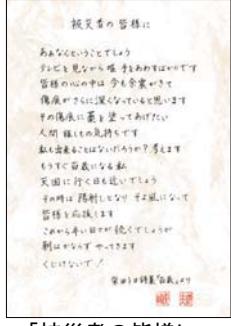
古筆をよく掌中にした書風で香紙切などを思わせる強い線が魅力的です。穂先の強いたイタチ系の筆を用いてリズミカルに運筆して流麗さを表現しており仮名作品らしい作品です。



「和樂」

鹿児島県 川畑 陽子

ゆったりとした呼吸で書かれた作品で紙面に長閑な風が流れています。世相騒がしい折この気持ちが大切に思われています。一本一本の線に願いを込められた様子が表れています。



「被災者の皆様に」

静岡市 矢嶋 祥夫

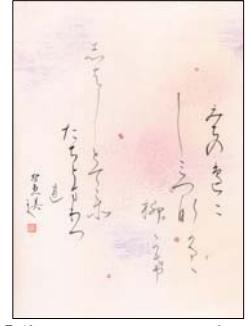
震災の被災者は想う芝田トヨさんの詩文。この詩文に共感を覚えて丁寧に、そして筆致豊かに書きあげています。何か敬虔な祈りを感じずにはいられない力を覚えます。



「春酒介寿」

浜松市 鈴木 幸雄

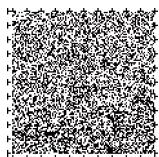
酒は百薬の長と言われますが作者の実感でしょうか。急がずゆっくりとした空間を味わいながらの書き振りが文意と作者の気持ちの一体感を高めています。線の温かさに温顔を見ています。

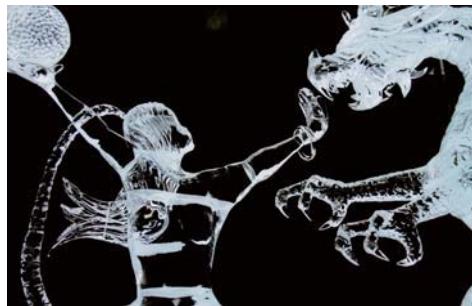
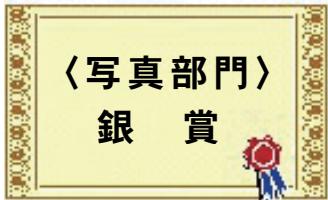
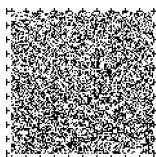


「道の辺に…(西行法師)」

広島市 上田 智恵美

高野切一種のようなゆるやかに流れる書風で気持ちの落ち着きを感じます。料紙は独特的の触感があり穂先を立てなければ紙に負けてしまいますが直筆の強い線を駆使して上手に纏めています。





「美女と野獣」

北海道 長澤 剛

美術館かなにかの建物の中で写されたのでしょう。ガラスの彫刻の微妙なトーンがよく出ていますし、切り取り方も的確で綺麗な作品になっています。



「ひまわり」  
長野県 竹川 隆  
花が終わったあと、これは実になるものか、どちらにしても「楽しい写真」ですか。  
人の手になる部分ですか。「楽しい自然の写真」ですか。



「黄金の流れ」

岐阜県 岩井 時康

夕日の直射ではなく、黄金色に輝く夕空が渓流に映えたのではないかと推察します。夕日を浴びて金色に輝く若葉も映りこんでこの微妙な光景を作ったのでしょう。7月の夕暮れですね。



「マシンと奏でるコンチェルト」

三重県 河盛 進一

絞り込んでマシンをかっちり捕らえやや遅めのシャッタースピードでバックも道路も綺麗に流して、見事な腕前です。サーキットに出かける情熱に拍手。



「清涼の滝」

兵庫県 田中 得太郎

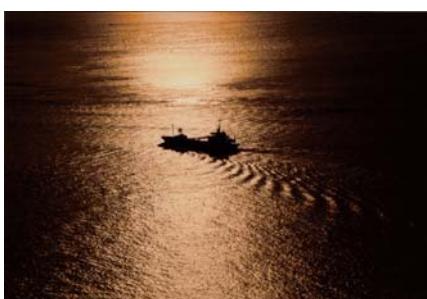
新緑が一番美しい季節。柔らかな光の中で流れ落ちる滝の連なり。2秒の露光で滑らかな清流をみごとに綺にさされました。愛情がこもっています。



「風に舞う」

和歌山県 阪本 勇

連の海、逆光で一面の光の粒、二人のウインドサーファーがシンメトリーに並び、帆柱、帆のデザインとともに洒落たシルエットを作り、とても爽やかな写真になります。いいチャンスを捉えましたね。



「光の彼方」

和歌山県 坂井 勉

燃え滾りながら海の彼方に沈む太陽は私の心をいつも無限の彼方に誘います。漁船と瀧の揺らめきも大好きな景色です。



「ウミネコ」

岡山県 合場 正憲

渡し舟に乗ると「わっ」とばかりにウミネコが後を追ってきます。港の家々、後ろの森のたたずまいを含めて素敵です。特に逆光で羽の白い輝きを狙ったところ。



「二〇〇〇年前の花」

千葉市 中島 規雄

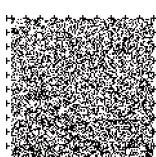
古代の蓮の実を発見、生き返らせたという貴重な花と聞いています。朝の露の中の静かな時に、この花にふさわしいしっとりとした絵作りをされて、敬服します。

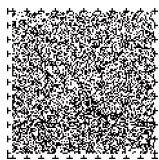


「結氷の鳴漂三峰」

広島市 徳安 利之

本当に山水画風の素敵などころですね。いっぽう手前の船着場を入れずに岩と水と人々と山の風景にしたらもっと風情がでたかもしません。





「山」

岩手県 鈴木 誠  
山から吹く風に頬を撫でる。季節の移ろいを感じ四季を想う時心象風景としての存在の山があります。見えなくてもそこにある山。しっかりととした筆法は見事なものがあります。



「絆」

福島県 高椋 カツヨ  
文意そのものを表現する力強い線での表現です。大震災の後一層実感として心に刻み込まれた思いが伝わります。この力強い表現の如く希望を持って過ごして欲しいです。



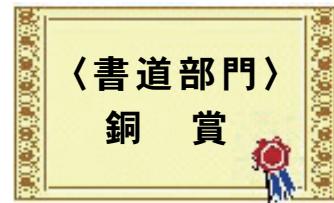
「凜」

栃木県 鈴木 满寿  
年齢を感じさせない伸びやかで艶のある線が紙面に充満しています。大胆な運筆の大字部分と小書き部の清冽な書き振りが相乗効果を發揮して紙面に清らかな響きを奏でています。



「やりきれない」

埼玉県 関口 忠司  
歯痒い思いをされているのでしょうか。作品に託された想いが伝わって来ます。しかし線の充実と外連のない運筆は逆の楽しさな想いが表れてほのぼのとした明るさを感じます。



〈書道部門〉  
銅賞



「笑風」

千葉県 午脇 三春  
力強く書かれ筆の弾力に負けていません。半紙二文字ですがかなり窮屈さを感じますが、自由さを感じさせない作品です。特に風構えは十分理に通った美事な書き振りです。



「みんな一緒だよ」

新潟県 石本 万紀  
振り混ぜに料紙の小画箋を利用した表現で料紙の特性を活かした潤滑の巧みさが目に付きます。父母から頂いた体を大切に想うのと同じに周囲に笑顔をとの想いが十分伝わる文言とよく合致しています。



「かぜ」

山梨県 大森 千代美  
大きく大胆に書して作品が活躍を見せてています。線の切れや力強さに圧倒されます。名前は苦労した様子ですが作品に名前が入って一段落との強い意志を感じさせます。



「きらきらとしあわせ色」

岐阜県 松本 むじえ  
満天の星の煌めきを想わせる前半部と大きく動いた後半部。心の感動が素直に伝わる表現です。本当に楽しげな筆使いです。どんどん昂揚していく過程がよく出ています。



「希望を持って」

岐阜県 玉井 志希子  
希望を持つ事の大切さを力強くして豊かな情感を筆に託して表現しています。どこまでも伸びる私の懸針は構えの大きな余分な力の抜けた確かな力量を見せています。



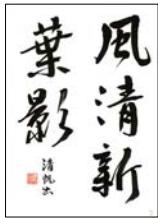
「秋の空」

滋賀県 池元 蒼  
空には様々な雲の動きや種類がありますが墨量豊かな横乱雲、掠れた絹雲や断雲などのイメージでしょうか。墨と筆を活用して面白さを満喫し楽しげな様子が窺える作品です。



「大」

奈良県 三田村 弦汰  
初めての毛筆を持って自分の意思で太細、潤渴の変化を出せるという喜びが伝わります。大胆に筆を運ぶ事による線の変化に目を輝かせて書している姿が散見されます。



「清新葉影」

鳥取県 田口 武二  
清涼の気が流れる初秋の夜を想わせる静謐さが感じられる好作品。余分な力を抜いて余裕ある運筆の冴えは見事です。気脈の通貫性もあって自然な流れを見せています。



「清」

広島県 坪石 孝子  
墨彩を巧みに利用して動線の変化を巧妙に配置した手腕は見事なものがあります。曲直の変化も楽しんでいます。書する上でのイメージの大切さを十分理解し文字を分解しています。



「栗ひろい」

徳島県 鉄野 直子  
秋空の下、栗拾いに戯れる楽しさを思い出させる生き生きとした線の輝き。郷愁を誘う明るく楽しきな線の表情に作者の心の動きが見えます。綏やかに流れる風の温かさを感じさせます。



「震災復興願」

熊本県 中村 博  
余分な力の抜けた自然な運筆が温かで豊かな心の動きを醸し出しています。虞世南の孔子廟碑のような温和な書線が素材表現によく合致して復興を希求する想いが良く出ています。



「大志」

大分県 柴田 理紗  
伸びやかな筆致は空間での呼吸が上手に活かされた賜物です。外連の無い運腕の大きさが筆の特性を十分引き出して直筆特有の柔軟ながらも強い意志を感じられる作となりました。



「上をめざして」

宮崎県 甲斐 富士子  
しっかりとした土台があればこそ強い線が出ますが見事な土台を築いています。自信を持って書いており運筆に迷いがありません。結構の緊密さは楷書を長年書き続けてその原理を自分の中としたのでしょう。立派な作となりました。



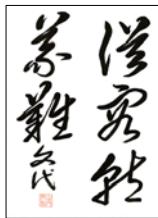
「北郷莊の合い言葉」

宮崎県 和田 大寛  
励まされる言葉です。力強く大声で呼び合う地域の絆を感じさせる元気一杯の作品です。書は自分の想いを書く事が大切であることを雄弁に語っている素晴らしい作品です。



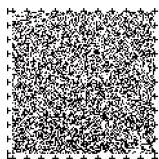
「巳」

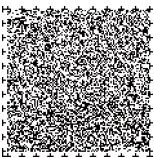
宮崎県 大林 桂地  
原始性豊かな象形文字はその成り立ちを想像可能な点で他の漢字とは一線を画していますが、この作品は十分それを証明しています。どこまでも伸びる長い線と終筆のスピードが見事です。



「隨意」

宮崎県 山内 文代  
雲が、水流が自由に動くよう自然な筆の運びを見せて留まる所を知らない筆致は草書の極意を握んでいる事を見事に出しています。文字の正確な把握による緊張感が奥行きのある作品となりました。





「平和」

宮崎県 東 千代子  
すっきりと澄んだ線で纏めあげています。執筆に際し余分な力が抜けで余裕ある運筆を生み出しています。線の充実に秀でています。特に懸針のしなやかさは見事です。



「遊」

沖縄県 吳屋 美枝子  
非常に呼吸の長い線です。軟毛の筆を十二分に活用した減り張りのある高度な作品です。紙面構成も潤筆を大変上手に活用して渴筆部分が美しくなりました。緻密な計算の上に書かれています。



「退之を祭る」

沖縄県 宮城 洋子  
楽穀論や北魏の墓誌銘を想わせる強い意志的な書風で纏め上げられ緊張感に溢れています。一本一本の線がしっかりと握るぎない筆致で書かれながらも余分な力の入った所が見えません。



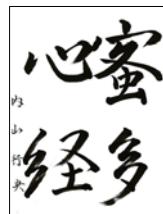
「祭」

仙台市 斎藤 大輝  
楽しい書です。橋があり踊る人がいるような秋祭りを想わせる作品です。祭りとはこのように心躍らせる力があるようす。ゆったりとした運筆が一層心を搔き立てられます。



「雷鳴」

さいたま市 長塚 恵美子  
リズムに乗って一気呵成に書かれスピード感溢れる作品です。種先の弾力を上手に利用していく線の透明感と明るさが目に入ります。抑揚の自然な動きが見事な筆圧の変化になりました。



「般若心経の中から  
蜜多心経」

相模原市 内山 行央  
震災の被害者の冥福を想う気持ちが王羲之の集字聖教序に取り組ませたのでしょう。温かで伸びやかな書線が語る世界は慈悲に満ちています。深遠な想いを感じさせます。



「幸」

静岡市 村松 幸旭  
静かにゆるやかな筆の運びは温かで豊かな海を想わせ心が癒されるようです。初夏の涼やかな海風が作品中に流れています。太く温かな線が全体を引き締め効果的になりました。



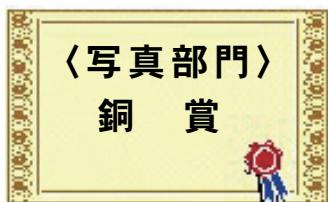
「顔氏家廟碑の臨書」

広島市 鎌田 義則  
顔真卿の書の特徴である垂頭燕尾をよく掴んで書いています。直筆で書かれた重厚な線は顔真卿の剛直さに通じています。真摯に取り組んだ成果が高度な作品となりました。



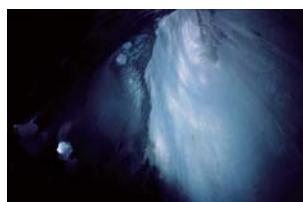
「仮名 和歌・作者 柴舟」

福岡市 小田 隆  
しなやかな線が織りなす軽快なリズムは見事な作品となっていました。丁寧に正確に書かれた文字群が自然な潤滑と相俟ってゆるやかな流れを形成しています。散布も巧妙なものがあります。



### 〈写真部門〉

#### 銅賞



「神秘の氷瀑 (山彦の滝)」

北海道 辰口 洋司

初めはちょっと全体像が掴めませんでした。プリントがやや濃い目だったせいでどうか。よく見ると細かいトーンがみえて「神秘」さが伝わりました。リバーサルはコントラストがきつくなりがちです。



「青い池」

北海道 中田 幸雄

水に溶けた金属の影響で不思議な青さになりました。困難な状況のなかで綺麗な写真を撮られましたね。



「ひと休み」

北海道 高橋 正子

水玉の宿った花びらの描写も、バックの処理も申し分ありません。そしてかわいい雨蛙。あなたの心の優しさが画面全体から溢れています。なぜもっと上の賞をあげなかったかと後悔しています。



「となりのガ・ガ」

青森県 船橋 総一朗

自分たちで作り、そして写す。若さの勝利です。雀も一目散に退散ですね。



「夕焼の北上川」

宮城県 佐藤 幸之

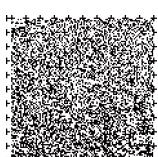
冬場になって流れる水も穏やかになり、よく晴れた北上川の夕日の景色が綺麗に写されています。二艘の船、水草の茂み、細かな心配りのなかで配置され素敵です。

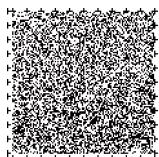


「夜に舞う芸術」

茨城県 鶩谷 章二

花火そのものを追う写真は多いのですが、貴方のように町全体の花火の祭典を作品にされるのはまれで、しかも素晴らしい出来です。デジタルの高感度を生かして凄い出来です。





「日本の風景・白川郷」

神奈川県 鈴木 絵美

上半分の山々に漂う雲がいかにも山の朝の風情で素敵です。なぜ銅賞か申します。全体をもう少し焼いてください。すると紅葉した木々を始め田んぼの秋の気配が浮き出るし、山の雲も存在感を増します。



「真夏の小陰涼風のほほえみ」

神奈川県 春木 浩

長谷觀音をおわします三体のほほえましい仏様。30年もの長いお付き合いからにじみ出る親しみが心を打ちます。光の具合、背景、アングル、そして距離感、すべて心から出たものですね。合掌。



「光のトンネル 宇宙への広がり」

岐阜県 土屋 雪江

長いトンネルの天井いっぱいに吊るされた細かい無数のイルミネーション。心安らぐ景色をそのままに、素直に写されて、見る人の心を引き込みます。



「真夏の華」

三重県 田中 淳

うまい！と言いたくなります。無数の花火からこれを選んで、まさに一発芸的に仕留めた業。拍手。でも相当何度も写されたのしようね。ご苦労様。



「初雪の奈良公園」

奈良県 沖 定

雪で省略された背景の中で、青葉を求める鹿の懸命な生き方が素直に伝わります。



「ひまわり」

広島県 旗手 茂夫

ひまわりの素直でストレートの描写とバツクの五重塔の対比がおもしろいですね。



「空と海」

徳島県 川田 幸弘

多くの島々が点在する豊な瀬戸内、雲も複雑な地形を反映して、多様で多彩です。そしてそこに集う漁船も思い思いに動いて、豊な海そのものですね。



「滝修行」

大分県 中村 出

これは凄い写真です。上位入選以上のちからがあります。ただし、画像をPCに取り込んでモニターで見てそう思いました。プリントでは良く判らなかった。写す時の倍のちからでプリントを作ってください。写す努力と見せる努力。



「夕暮れの海」

沖縄県 大嶺 敦

沖縄の大きな空ですね。西の空いっぱいに広がる未来の幸せを胸いっぱいに吸い込んでください。



「紅葉に見る」

さいたま市 加藤 正良

鎌倉の山の手の方の落ち着いた景色ですね。枠の暗部の影響で外がいさか暗くなっています。もう少し丁寧に。



「滝で夕涼み」

堺市 山口 琢磨

ライトアップされた滝をちゃんと写されています。何かもう一工夫欲しいのですが。



「夜空を彩る」

広島市 広瀬 和夫

努力の結晶です。素敵です。



「車椅子バスケット『入れっ』」

福岡市 小田 隆

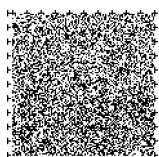
ポジションを取る、待つ、動きを事前に察知する。そして絶対逃さない。これですね。頑張れ！！



「スプーン一杯の幸わせ」

福岡市 末次 剛

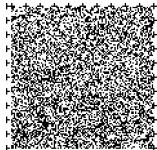
スプーンで反射された光、それに照らされた小さな玉、そしてスプーンの内側に映った歪んだ玉。面白いですね。人に訴える力を持つにはもう一工夫ですね。



# 平成24年度 全国障害者総合福祉センター（戸山サンライズ）研修会概要

研修会名	目的	受講対象等	研修期間	日数	定員	資格認定等
障害者地域生活支援従事者研修会	障害者が地域において、自らのニーズに基づき、保健、医療、福祉等各種サービスから必要なサービスを選択し、尊厳をもって、その人らしく安心して生活を送れるよう支援することが重要である。そこで、地域生活支援業務に必要な知識及び技術について研修し、関係職員の資質の向上並びに地域生活支援体制の円滑な運営の確保を図ることを目的とする。	市町村、障害者福祉センター、相談支援事業所、障害福祉サービス事業所及びその他の関係機関等において個別支援計画作成担当者及びサービス責任者、また、現在個別支援計画の作成および運用に携わっている者。	<第1回> 7月17日(火)～7月20日(金) <第2回> 11月6日(火)～11月9日(金)	4日	100名	
「個別支援計画」作成および運用に関する研修会	個別支援計画に対する考え方、手法などを検討し、より利用者に寄り添った個別支援計画が作成され、利用者の個性に合わせた計画が作成されることにより、豊かな日常生活を送ることができるように、障害者施設等に図ることを目的とする。	各事業所の個別支援計画作成担当者及びサービス管	<第1回> 9月15日(土)～9月16日(日) <第2回> 1月26日(土)～1月27日(日) <第3回> 3月2日(土)～3月3日(日)	2日	70名	
障害者施設職員研修会	障害者施設等の新任職員に対し、施設の一員として活躍できるよう必要な知識等について研修し、施設運営等の円滑化を図ることを目的とする。	障害者施設等における新任職員(異動による新任を含む)	6月6日(水)～6月8日(金)	3日	70名	
障害者施設・機能訓練・健常管理担当者コース	障害者施設等の機能訓練担当者及び健常管理担当者に対する研修と、障害者支援サービスの向上と施設運営の円滑化を図ることを目的とする。	障害者施設等において機能訓練、健康管理等を担当する者。	10月17日(火)～10月19日(金)	3日	70名	
障害者福祉センター等職員研修会	身体障害者福祉センター等の施設長及び幹部部署員に対し、国との障害者福祉行政等新しい情報等を提供するとともに地域の障害者生活支援の円滑化を図ることを目的とする。	身体障害者福祉センター(A型、B型)及び從来障害者デイサービス事業を実施していた障害者自立支援法に基づく生活介護事業所、地域活動支援センター等の施設長等幹部職員及び中間管理職員。 (開催地：静岡県浜松市)	9月27日(木)～9月28日(金)	2日	50名	
障害者サービスコーディネーション研修会	障害特性や保健福祉サービスを円滑に提供するためのコーディネーションの理論と手法について研修し、障害者の地域での自立した生活を支援することのできる優れた人材を養成することを目的とする。	都道府県、市町村、福祉事務所、相談支援事業所、社会福祉協議会、保健所、障害者施設等に所属し、地域における障害者福祉に携わる者。	2月14日(火)～2月15日(金)	2日	50名	
障害者サポート指導員養成研修会	障害者の個々のニーズに対応したレクリエーション支援の実践的実習と手把手による研修を行う。	地域生活支援業務に携わる者、リーダーを目指す者(現在、リーダーとして活躍中の者を含む)。	<アドバンストコース> 12月14日(金)～12月16日(日)	3日	50名	
障害者のためのレクリエーション支援者養成研修会	障害者施設等に於けるレクリエーション支援の実践的実習と手把手による研修を行う。	障害者施設等に於けるレクリエーション支援の実践的実習と手把手による研修を行う。	<ペーシックコース> 9月7日(金)～9月9日(日)	3日	50名	
障害者スポーツ指導員養成研修会	障害者の適性に応じた運動競技種目及び身体運動の実施方法並びに指導の実践性等について研修を行いつつ、障害者スポーツの指導に習熟した指導者の養成を図ることにより、障害者の自立と社会参加の推進に寄与することを目的とする。	障害者のレクリエーション支援担当者で、将来レクリエーション支援のリーダーとなる者(現在、リーダーとして活躍中の者を含む)。	<アドバンストコース> 1月11日(金)～1月13日(日)	3日	50名	
障害者スポーツのためのボーット指導員養成研修会	障害者の適性に応じた運動競技種目及び身体運動の実施方法並びに指導の実践性等について研修を行いつつ、障害者スポーツの指導に習熟した指導者の養成を図ることにより、障害者スポーツ活動の振興に貢献することを目的とする。	日本社会福祉教育学校連盟加盟校及び教育学系・体育学系の学生で社会福祉を専攻し、かつ障害者のスポーツ・レクリエーション活動に興味があり、今後の障害者スポーツ活動に貢献する意欲のある者。	8月6日(月)～8月9日(木)	4日	100名	修了者は日本障害者スポーツ協会公認「初級スポーツ指導員」の資格取得を申請することができる。

\* 上記の研修会概要是都合により変更することがあります。



## 社会保険 Q&A

**(問)** 昨年11月に日本年金機構から「国民年金記録の訂正のお詫びとお願い」という文書が届きました。これについて、説明してください。

**(答)**

### 1. 第3号記録不整合問題

厚生年金保険(共済組合)に加入しているサラリーマンの夫に扶養されている配偶者(専業主婦)は、国民年金の第3号被保険者として、国民年金保険料を納付することなく被保険者となっています。このような場合に、夫が会社を辞めたり、自営業者となつたようなときは、60歳になるまでは、夫婦が第1号被保険者として国民年金保険料を納付しなければならないことになっています。

このようなときは、市町村に種別変更届を提出することになっているのですが、この届出が行われず、種別変更がなされていない記録が多数存在していることが判明した問題です。

これは、この届出に関する周知や勧奨、職権による種別変更などの取組に不十分な点があったことから発生しました。

### 2. 「国民年金記録の訂正のお詫びとお願い」

日本年金機構は、厚生労働省の指示を受け、お客様の国民年金記録を確認したところ、第3号被保険者期間として管理してきた記録のうち、第1号被保険者期間として管理しなければならない期間があつたため、記録の訂正が必要になり、お詫びとお願いのご案内を差し上げます、としています。

#### (1) 国民年金の記録が相違していたパターンや背景

これは、次のようにになっています。

- ① 夫の厚生年金や共済組合の加入期間とお客様の国民年金の加入期間とが違う。
- ② 夫に扶養されていた期間と、お客様の国民年金の加入期間とが違う。
- ③ ①と②の両方に該当している。この一致していない期間のことを「不整合期間」と記述しています。

この文書は、過去2年以内(平成21年11月1日から後)に3号不整合記録がある被保険者及び年金を受給していない者(年金待機者)(共に62歳未満の者)に送付されています。

#### (2) 具体的な不整合期間

文書の裏面に年金記録のうち、過去2年間の「不整合期間」に関する年金記録のみを記載しています。

それらは、①お客様の現在の記録、②夫の厚生年金や共済組合の記録、③夫に扶養されていた期間、④機構で調査の結果、不一致の期間、⑤国民年金保険料を納めていただく期間、⑥上の④の不一致期間のうち、正常な第3号被保険者期間とすることができる期間です。

### 3. 手続

確認された「不整合期間」について、国民年金第1号被保険者への加入手続が必要となります。同封されている「国民年金第3号被保険者(種別変更・種別確認)3号該当届」に必要事項を記載の上、年金事務所あて返送してください。

- 届出により第1号被保険者期間となる期間については、国民年金保険料を納める期間となります。後日、「国民年金保険料納付書」が送付されるので、最寄りの金融機関等で納付します。
- 保険料を納付しないと、その期間が未納となり、老齢年金、障害年金、遺族年金で不利な扱いとなります。

これらの手続は、できるだけ早く記録訂正を行うことで、保険料の納付機会を確保し、万一障害を受けられたときに障害年金の受給要件を満たすなど、年金を受けるために必要な手続となっています。

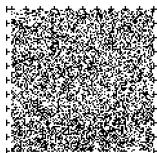
(回答:社会保険労務士 高橋利夫)

### 戸山サンライズ(通巻第253号)

発行 平成24年2月20日

発行人 公益財団法人 日本障害者リハビリテーション協会 会長 金田一郎

編集 全国障害者総合福祉センター  
〒162-0052 東京都新宿区戸山1-22-1  
TEL. 03(3204)3611 (代表)  
FAX. 03(3232)3621  
<http://www.normanet.ne.jp/~ww100006/index.htm>

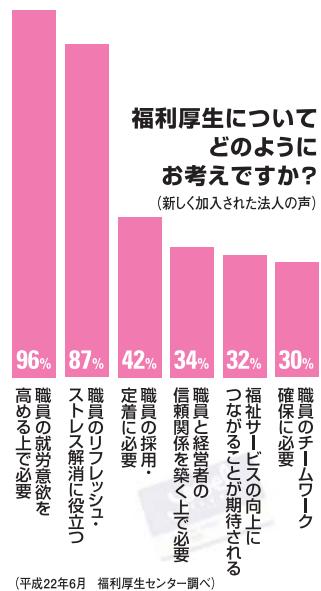


# Sowel CLUB ソウエルクラブ

新規会員  
募集中!

会員数  
**211,000人**

「Sowel Club(ソウエルクラブ)」はsocial(社会)とwelfare(福祉)の頭文字をとった、福利厚生センターの愛称です。



ソウエルクラブは、  
**福祉の職場で働く人の  
福利厚生を支援**しています。



ソウエルクラブをご活用ください。



ソウエルクラブのサービスを紹介した  
パンフレット、加入申込書類をお送りします。

ご希望の方は右記FAX(フリーダイヤル)により  
法人名、住所を明記のうえお申し込みください

社会福祉法人 福利厚生センター

〒101-0052

東京都千代田区神田小川町1-3-1

NBF小川町ビルディング10階

加入申し込み、お問い合わせは、フリーダイヤル

TEL ☎ 0120-292-711

FAX ☎ 0120-292-722

<http://www.sowel.or.jp/>